(ヲ) 障害児入所施設（指定障害児入所施設を除く。(4)のヲにおいて同じ。）
(ワ) 児童心理治療施設
(カ) 児童自立支援施設
ロ　次に掲げる事業（以下「児童福祉事業」という。）を行う者
(イ) 障害児通所支援事業であって、児童福祉法第二一条の五の三第一項の規定による指定を受けた者が行うもの（(4)のヨ及び(5)のニからトまでにおいて「指定障害児通所支援事業」という。）
(ロ) 乳児等通園支援事業
(ハ) 家庭的保育事業等
(4)　教員等
次に掲げるものをいうこととした。（第二条第四項関係）
イ　学校の教職員のうち、次に掲げるもの
(イ) 校長、園長、副校長、副園長及び教頭
(ロ) 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、教授、准教授及び助教
(ハ) (ロ)に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員
ロ　(3)のイの(ロ)の専修学校の校長、教員及び教員の業務に類する業務を行う職員
ハ　幼保連携型認定こども園の教職員のうち、次に掲げるもの
(イ) 園長、副園長及び教頭
(ロ) 主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、主幹栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭
(ハ) (ロ)に掲げる教職員の業務に類する業務を行う職員
ニ　(3)のイの(ニ)に掲げる施設の長及び当該施設の従業者のうち子どもの教育又は保育に関する業務を行うもの
ホ　児童相談所の所長及び児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの
ヘ　指定障害児入所施設等の長並びに指定障害児入所施設等の従業者のうち障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務を行うもの
ト　乳児院の長及び乳児院の従業者のうち乳児の養育に関する業務を行うもの
チ　母子生活支援施設の長及び母子生活支援施設の従業者のうち児童の保護又は生活の支援に関する業務を行うもの
リ　保育所の長及び保育所の従業者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
ヌ　児童館の長及び児童館の従業者のうち児童の遊びの指導に関する業務を行うもの
ル　児童養護施設の長及び児童養護施設の従業者のうち児童の養護に関する業務を行うもの
ヲ　障害児入所施設の長及び障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する児童福祉法第四二条各号に定める支援に関する業務を行うもの
ワ　児童心理治療施設の長及び児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの
カ　児童自立支援施設の長及び児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの
ヨ　指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者及び指定障害児通所支援事業に従事する者であって次の(イ)から(ニ)までに掲げるもののうち当該(イ)から(ニ)までに定めるもの
(イ) 児童発達支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行う者
(ロ) 放課後等デイサービスに従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行う者
(ハ) 居宅訪問型児童発達支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ニ) 保育所等訪問支援に従事する者　障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行う者
タ　乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者及び乳児等通園支援事業に従事する者のうち乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
レ　家庭的保育事業等を行う事業所の管理者及び家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
(5)　民間教育保育等事業者
次に掲げる事業（以下「民間教育保育等事業」という。）を行う者をいうこととした。（第二条第五項関係）
イ　専修学校（一般課程に係るものに限る。）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
ロ　学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行につき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業
ハ　学校等における教育並びにイ及びロに掲げる事業のほか、児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であって、次に掲げる要件を満たすもの（(6)のハにおいて「民間教育事業」という。）
(イ) 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、六月以上であること。
(ロ) 児童等に対して対面による指導を行うものであること。
(ハ) 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること。
(ニ) 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が一定の人数以上であること。
ニ　児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のニにおいて「児童発達支援事業」という。）
ホ　放課後等デイサービスを行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のホにおいて「放課後等デイサービス事業」という。）
ヘ　居宅訪問型児童発達支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のヘにおいて「居宅訪問型児童発達支援事業」という。）
ト　保育所等訪問支援を行う事業（指定障害児通所支援事業に係るものを除く。(6)のトにおいて「保育所等訪問支援事業」という。）
チ　児童自立生活援助事業
リ　放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校等の施設において行われるもの（(6)のリにおいて「放課後児童健全育成事業等」という。）
ヌ　子育て短期支援事業
ル　一時預かり事業
ヲ　小規模住居型児童養育事業
ワ　病児保育事業
カ　意見表明等支援事業
ヨ　妊産婦等生活援助事業
タ　児童育成支援拠点事業
レ　児童福祉法第五九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第一二項まで又は第三九条第一項に規定する業務を行う事業（(6)のレにおいて「認可外保育事業」という。）
ソ　指定障害福祉サービスを行う事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援を行うものに限る。(6)のソにおいて「指定障害福祉サービス事業」という。）
(6)　教育保育等従事者
次に掲げる者をいうこととした。（第二条第六項関係）
イ　(5)のイの教育を行う(5)のイの専修学校又は各種学校の校長及び当該教育を行う教員